

ウ	ロ	リ	ニ	ノ	ハ	ク	ケ	コ
増加・正増・減少	増加・正増・減少	増加・正増・減少	増加・正増・減少	増加・正増・減少	増加・正増・減少	増加・正増・減少	増加・正増・減少	増加・正増・減少

改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生省令第十五号

検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第三十一条第二項の規定に基づき、検疫所長等服制の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十四年四月四日

検疫所長等服制の一部を改正する省令

検疫所長等服制(昭和二十七年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
別表男子の部帽の相模の項摘要の欄中「検疫所の」の次に「次長、」を加える。
別表図一男子の部帽章の図中「警備隊」の次に「空知」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生省令第十六号

貸金の支払の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和五十四年政令第...号)の施行に伴い、未払貸金の立替払事業に係る船員の立替払貸金の請求の手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十四年四月四日

未払貸金の立替払事業に係る船員の立替払貸金の請求の手続等に関する省令の一部を改正する省令

未払貸金の立替払事業に係る船員の立替払貸金の請求の手続等に関する省令(昭和五十一年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
第二条から第四条までの規定中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生省令第一号

貸金の支払の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和五十四年政令第九十五号)の施行に伴い、船員に係る未払貸金の額の確認等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十四年四月四日

船員に係る未払貸金の額の確認等に関する省令

船員に係る未払貸金の額の確認等に関する省令の一部を改正する省令
省令の一部を改正する省令

船員に係る未払貸金の額の確認等に関する省令(昭和五十一年厚生省令・運輸省令第一号)の一部を改正する省令

部を次のように改正する。
第一条第一項中「第五条第一項」を「第五条」に改める。
第三条第一号中「(令第五条第一項)」を「(令第五条)」に改め、同号ニ中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同号ニ中「第四条第二項」を「第四条」に改め、同号ハを削り、同号ヘ中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同号ヘを同号ホとし、同条第二号中「第五条第一項」を「第五条」に改める。
第四条第一号中「同号イからヘまで」を「同号イからホまで」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同条第二号中「同号イからヘまで」を「同号イからホまで」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同条第二号中「同号イからヘまで」を「同号イからホまで」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六十二条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則(昭和五十四年政令第二十九号)の一部を改正する省令を次のように定める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十六号

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三百一十五号)第十五条第一項第四号の規定に基づき、野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第二十九号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)第二条第二項及び沖繩の復帰に伴う行政機関の職員定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令(昭和四十七年政令第九十一号)第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、通商産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

区分	定員令第一条	定員令第三条	特措法政令	計
木省	九、七八四人	九、九八八人	一一一人	一〇、七九三人
資源エネルギー庁	五〇〇人			五〇〇人
特許庁	二、三六五人			二、三六五人
中小企業庁	一八五人			一八五人
合計	一一、八三四人	九、九八八人	一一一人	一一、八四三人

通商産業省定員規則(昭和四十四年通商産業省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

通商産業大臣 江崎 真澄